

**「寝屋川市障害福祉計画(第3期計画)[平成24～26年度][素案]」パブリック・コメント
ご意見のあらましと市の考え方**

＜パブリックコメントの概要＞

意見募集期間：平成24年2月1日～平成24年2月29日

意見提出数：5名33件

番号	頁	項目	ご意見のあらまし	ご意見に対する市の考え方
計画の策定にあたって				
1	P.3	5. 計画の進行管理	計画をどう実施するかが課題であり、実施計画の策定などを行う方がよいのではないか。	この計画は長期計画推進委員会での協議や自立支援協議会等を通じた関係機関等の連携のもと推進していくことを「5. 計画の進行管理」に記載しておりますので原案どおりとし、協議を通じて課題を明らかにしながら具体化を図っていきます。
障害福祉サービス等の推進方策				
2	P.7	2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策 (1) 障害福祉サービスの推進の考え方と確保策 ①訪問系サービス	重度訪問介護を実際に提供している事業所が少なく、特有のサービス内容も十分理解されていないと思われることから、事業所や従事者の養成・指導を通じた実施体制の整備が必要である。	重度訪問介護のヘルパーの確保やスキルアップのための研修等について「①訪問系サービス」に記載しておりますので、原案どおりとします。
3	P.9	2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策 (1) 障害福祉サービスの推進の考え方と確保策 ③日中活動系サービス	市内にない事業種別(自立訓練(機能訓練)や就労継続支援(A型)など)の事業所の設置に向けて、努力してほしい。	日中活動系サービスの確保については、障害児者福祉施設協議会等との連携や自立支援協議会等を通じた検討・推進などを「③日中活動系サービス」に記載しておりますので、原案どおりとします。
4			日中活動系サービスを提供する事業所が増えているが、センター的機能の市立すばる・北斗福祉作業所から他の事業所への重度障害者の移行がすすんでいないと感じられる。どこに問題があるのかの検証が必要だと思う。	市立すばる・北斗福祉作業所のセンター的機能については、障害者長期計画に記載があり、今後も指定管理者と協力しながら支援内容や体制の充実を図っていきます。なお、本計画は重度障害者の移行など事業所の個々の事業方針や事業内容について定めるものではありませんので、計画への反映はありません。
5			営利法人やNPO法人も参入してきているが、事業所のネットワークをどのようについでいくのか。	P20「①サービスを提供する事業者の確保」に、自立支援協議会を通じて多様な主体の事業所と連携し、質の高いサービス提供を推進するしくみづくりについて記載しております。
6	P.11	2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策 (1) 障害福祉サービスの推進の考え方と確保策 ④居住系サービス	親亡き後のことを考えると不安なので、入所施設やグループホームを増やしてほしい。	いわゆる“親亡き後”の生活の支援については、「④居住系サービス」及びP33「⑦「地域生活を支えるしくみづくり」の推進」に記載をしておりますので、原案どおりとします。

番号	頁	項目	ご意見のあらまし	ご意見に対する市の考え方
7	P.12	2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策 (1) 障害福祉サービスの推進の考え方と確保策 ⑤ 相談支援	平成24年度から計画相談支援が拡充され、新たな事業者も参入してくると考えられるが、どのように連携していくのか。	P30「④相談支援を行う人材の確保と支援のレベルアップのための取り組み」に、相談支援を実施する指定・委託の事業者には、相談支援ネットワーク会議への参加を求め、連携をしていくことを記載しております。
8			セルフプランについては、障害種別によって取り組みが違って来るが、どのように考えていくのか。	セルフプランの作成の推進について、P30「②計画相談支援(サービス等利用計画作成)の充実」に、エンパワメントの視点に立った取り組みを記載しております。
9			サービス等利用計画の質を高め、不適切なサービスの利用を防ぐためのプランのチェックは、どのように行っていくのか。	相談支援の質を高めていく取り組みは、P30「④相談支援を行う人材の確保と支援のレベルアップのための取り組み」に記載しております。 現行の支給決定は福祉事務所が行っており、具体的なプランのチェックは、自立支援協議会の基幹的な機能をもつ相談支援センターが、福祉事務所と連携して行うこととしています。
10			地域移行支援の精神障害者の見込量が精神科病院から地域生活に移行する人の目標(p.23)と一致していない。	計画策定に関する国・府の指針の改定に伴い、P23精神科病院から地域生活に移行する人の目標数値は削除しました。
11			地域移行支援が利用されるには入院している人に「退院したい」と思ってもらうためのはたらきかけが必要であり、どのようにすすめていくかを考える必要がある。	P29「①障害者・障害児相談支援事業の充実」で、委託相談支援事業所の相談体制を強化して、アウトリーチの手法などの取り組みをすすめることを記載しておりますので、原案どおりとします。
12			地域定着支援は、地域移行以外で、自立生活に移行する人への支援などにも弾力的に利用できるようにするとともに、第3期計画の柱として推進するというメッセージを明確に示してほしい。	地域定着支援は、福祉施設や医療機関からの地域移行だけでなく、地域で自立して生活する人を支援するしくみづくりととも推進することとしてP.30「③地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の充実」に記載しておりますので、原案どおりとします。
13	P.13	2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策 (2) 地域生活支援事業の内容と事業量 ① 相談支援事業	発達障害のある人(本人)が気軽に相談に行ける場を提供してほしい。	気軽に相談に行ける場の提供については、P29「①基幹的な機能をもつ相談支援センターの設置・運営」や「③ピアサポートセンターの推進」に記載している総合相談やピアサポートセンター事業で実施することとしておりますので、原案どおりとします。

番号	頁	項目	ご意見のあらまし	ご意見に対する市の考え方
14	P.15	2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策 (2) 地域生活支援事業の内容と事業量 ③ コミュニケーション支援事業	重度の障害でコミュニケーションに支援が必要な人が医療機関に入院したときに意思疎通を支援する事業は、どのように行っていくのか。現在でもニーズがあるので、早急に対応する必要がある。	重度の障害でコミュニケーションに支援が必要な人の支援については、P15「③ コミュニケーション支援事業」に記載をしておりますので、原案どおりとします。
15	P.17	2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策 (2) 地域生活支援事業の内容と事業量 ⑦ その他の事業 ○ 訪問入浴サービス事業	入浴が可能な生活介護の事業所数の状況から、訪問入浴サービスは重要であり、せめて週2～3回の利用ができるようにしてほしい。	本計画は、個々のサービスの詳細な基準や内容を定めるものではありませんので、計画への反映はありません。
16	P.18	2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策 (3) 障害児支援サービスの内容と事業量 ① 児童発達支援・医療型児童発達支援	新たな事業所の確保が計画されており、民間事業所の参入も予想されるので、支援の内容や質の低下を招かないようにチェックする機関が必要ではないか。どんぐり教室を中心とした事業所のネットワークや、あかつき・ひばり園を中心として教育関係者も入れた児童部会を自立支援協議会のなかに立ち上げ、寝屋川の療育システムを活かした支援体制をつくってほしい。	P20「① サービスを提供する事業者の確保」では自立支援協議会を通じた質の高いサービス提供の推進について、「② サービス提供を担う人材の確保とスキルアップの推進」では研修等の推進について、児童部会の立ち上げについてはP31「② 専門部会・ワーキング・プロジェクトチームの充実」やP34～36「2. 児童期からの継続的な支援のしくみと取り組みの充実」に記載をしておりますので、原案どおりとします。
17			障害児支援を強化するなかで、いちばん大事な乳幼児期を支える療育センターやどんぐり教室の職員体制には、専門性と経験、継続性が求められる。支援の低下を招かないよう正規職員を配置するとともに質の向上を図り、今までどおりの療育水準を守ってほしい。	本計画は、個々のサービスの詳細な体制や状況を定めるものではありませんので、計画への反映はありません。
18			あかつき・ひばり園は障害をもつ子どもの発達の面で重要な機関なので、現状を維持してほしい。	あかつき・ひばり園の早期療育のセンター的機能については、障害者長期計画に記載をしていますが、本計画は、個々のサービスの詳細な体制や状況を定めるものではありませんので、計画への反映はありません。

番号	頁	項目	ご意見のあらまし	ご意見に対する市の考え方
19	P.18	2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策 (3) 障害児支援サービスの内容と事業量 ① 児童発達支援・医療型児童発達支援	府が子ども家庭センターで実施してきた難聴児親子教室は、府市統合本部の会議で市に移管されることになったと聞いたが、どのように計画に位置づけて実施していくのか。	難聴児親子教室については、現時点では詳細が明らかになっておりません。
20	P.18	2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策 (3) 障害児支援サービスの内容と事業量 ③ 計画相談支援・障害児相談支援	今後は障害児の相談支援も相談支援事業所が行うことになるが、乳幼児期は障害受容ができず、事業所に行けない保護者も多いので、早期発見・早期療育のシステムとフォローは市の責任で行ってほしい。	障害児関係機関協議会(五者協)や自立支援協議会に新設する(仮称)障害児部会等を通じた早期発見・早期療育等の推進については、P34～36「2. 児童期からの継続的な支援のしくみと取り組みの充実」に記載をしておりますので、原案どおりとします。
21			障害者と障害児の相談支援が別々のしくみになるので、サービス等利用計画などが分断されないようにつないでいく必要がある。	P35～36「(3)継続的な支援を行う体制やしくみづくり」に、自立支援協議会の各専門部会等を通じた連携や情報を共有するためのサポート手帳の作成・活用を記載しておりますので、原案どおりとします。
22	P.20	2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策 (4) サービス提供体制の確保と利用促進のための取り組み ③ ニーズに対応したサービスの開発や効果的な提供のしくみづくり	発達障害、高次脳機能障害、若年性認知症、難病などの障害の特性に応じた支援は、どのように推進するのか。	発達障害、高次脳機能障害、若年性認知症、難病などの障害の特性に応じた支援については、P20「③ニーズに対応したサービスの開発や効果的な提供のしくみづくり」に、自立支援協議会を通じた取り組みを記載しております。
23	P.23	3. 地域生活への移行・一般就労への移行等に関する目標と推進方策 (1) 地域生活への移行	精神科病院から地域生活に移行する人の目標は、達成可能なのか。	府の基本指針に基づき、府が示した退院促進支援事業の利用可能者数をふまえて目標を設定していましたが、国・府の指針が改定され、目標設定に関する着眼点の変更されたため、数値目標は削除しました。
24	P.26	3. 地域生活への移行・一般就労への移行等に関する目標と推進方策 (2) 福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設から一般就労への移行の目標は、市内の就労移行支援事業の現在の定員から考えても難しいのではないかと。現在も就労移行支援事業の定員に空きが出ている状況であり、埋めるための取り組みも必要である。	平成23年度は2月現在で29人が一般就労されており、また就労支援の推進や就労移行支援事業の充実を推進するための方策については「(2)福祉施設から一般就労への移行等」の推進方策に記載をしておりますので、原案どおりとします。

番号	頁	項目	ご意見のあらまし	ご意見に対する市の考え方
障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項				
25	P.31	1. 総合的・継続的な相談支援・権利擁護支援のしくみづくりの推進 (3) 自立支援協議会の充実	(仮称)精神障害者部会、(仮称)障害児部会が新設されるが、どのように運営していくのか。	専門部会やワーキングを効果的に運営していくための運営会議の設置や事務局機能の強化を、P31～32「②専門部会・ワーキング・プロジェクトチームの充実」及び「④事務局機能の強化」に記載しております。
26			第2期計画で設置されたプロジェクトチームは十分な推進力になったとはいえないが、第3期計画でも引き続き設置するのか。	ワガヤネヤガワちいきふくしプラン(地域福祉計画)に記載の「(仮称)セーフティネット委員会」と関連づけながら、集中的な検討や推進を図るために課題に応じてプロジェクトチームを設置することを、P31「②専門部会・ワーキング・プロジェクトチームの充実」に記載しておりますので、原案どおりとします。
27	P.33	1. 総合的・継続的な相談支援・権利擁護支援のしくみづくりの推進 (4) 権利擁護支援のしくみの確立	障害者虐待防止センターは、どのように運営するのか。	障害者虐待防止センターについては、「①障害者虐待防止センターの設置」において相談支援事業所と連携して整備することや、自立支援協議会を通じて虐待防止のためのネットワーク構築を推進していくことを記載しております。
28			(仮称)権利擁護支援センターとは、どのようなものか。	内容については、「③(仮称)権利擁護支援センターの設置の推進」に記載しております。
29	P.35	2. 児童期からの継続的な支援のしくみと取り組みの充実 (2) 発達障害のある人への支援の充実	ひきこもりの青少年への支援は、どのように行っていくのか。	ひきこもりの青少年への支援については、P35「②発達障害のある子ども等への支援の充実」に、教育分野等も含めた関係機関等との連携や、府が推進してきたネットワークの継承、推進を記載しております。
30			発達障害のある子どもが社会に出て行くことに対して、親として大きな不安があり、発達障害者に対応した職業訓練ができる場を、市内につくってほしい。	発達障害に関して、P20「③ニーズに対応したサービスの開発や効果的な提供のしくみづくり」に、自立支援協議会を通じたサービスに従事する人のスキルの向上や支援プログラムの開発・推進を記載しておりますので、原案どおりとします。
31			発達障害のため就労が難しく、ひきこもりになっている人が多いのではないかとと思うので、発達障害者の人への支援に特化した職業訓練や生活支援を行う事業所が必要になってくるのではないか。	

番号	頁	項目	ご意見のあらまし	ご意見に対する市の考え方
32	P.36	2. 児童期からの継続的な支援のしくみと取り組みの充実 (3) 継続的な支援を行う体制やしくみづくり等の推進	サポート手帳の作成・活用はどのようにすすめていくのか。	サポート手帳については、新たに設置する(仮称)障害児部会等を通じて推進していくことを「②サポート手帳の作成・活用の推進」で記載しております。
33	他	特定疾患患者への支援	特定疾患患者にも障害者と同等の扱いをしてほしい(移送サービスの利用について窓口に周知徹底してほしい。災害時要援護者リストへの登録を呼びかけてほしい)。	P20「③ニーズに対応したサービスの開発や効果的な提供のしくみづくり」に、難病など障害の特性に応じた支援が必要なケースが増えていることをふまえ、自立支援協議会を通じたサービスに従事する人のスキルの向上や支援プログラムの開発・推進を記載しております。